

京都府食の安心・安全行動計画
実施状況（案）
（平成19年度～21年度）

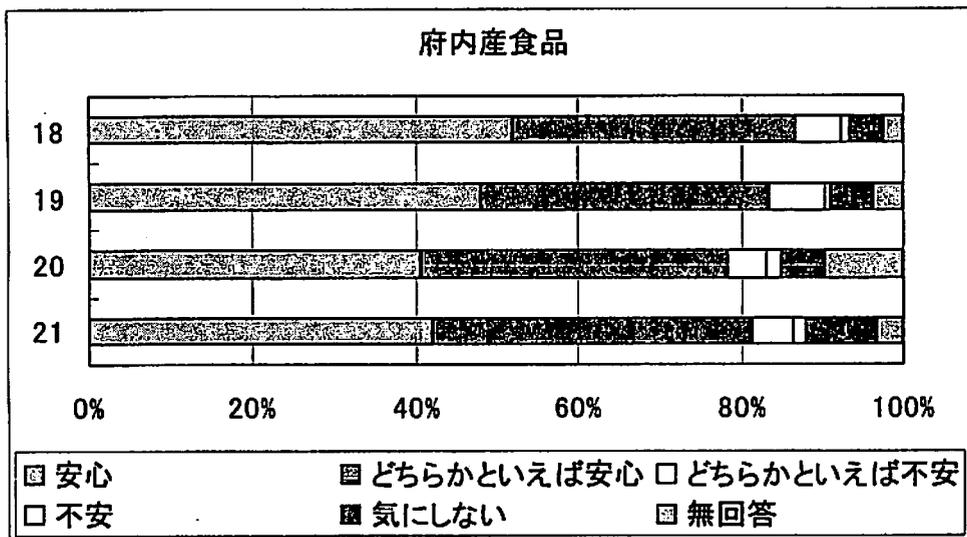
京 都 府

● 「京都府食の安心・安全行動計画」の成果目標の達成状況

本計画において、府内産食品（農林水産物を含む）を安心であると感じる府民の割合を、平成21年度には「7割以上」とすることを目標としています。

アンケート調査の結果、平成21年度において、「安心」と答えた府民の割合は42%、「どちらかといえば安心」と答えた府民の割合は39%でした。

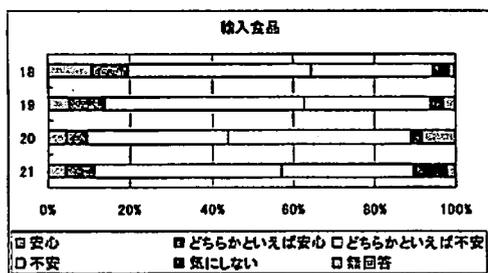
◆ 「府内産食品（農林水産物を含む）」のアンケート調査状況



調査年度	調査人数 (名)	安心であると感じる 府民の割合 (%)	どちらかといえば安心 (%)
18	1,188	52	35
19	506	48	35
20	654	41	38
21	1,254	42	39

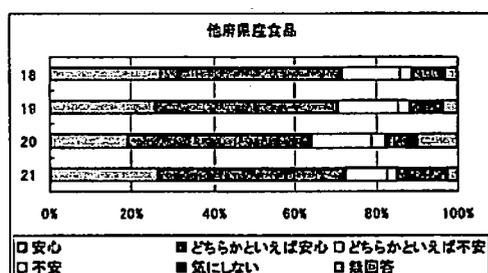
(参 考)

「輸入食品（農林水産物を含む）」のアンケート調査状況



調査年度	調査人数 (名)	安心であると感じる 府民の割合 (%)	どちらか といえば安心 (%)
18	1,188	10	9
19	506	5	9
20	654	4	5
21	1,254	4	7

「他府県産食品（農林水産物を含む）」のアンケート調査状況



調査年度	調査人数 (名)	安心であると感じる 府民の割合 (%)	どちらか といえば安心 (%)
18	1,188	27	45
19	506	26	45
20	654	19	45
21	1,254	26	46

はじめに

京都府食の安心・安全推進条例（平成17年京都府条例第53号）に基づき、食の安心・安全の確保に関する取組を総合的かつ効果的に推進するため、平成19年度から平成21年度までの3年間の中期的な実行計画として、平成18年12月に「京都府食の安心・安全行動計画」を策定しました。

この計画をPDCAサイクル（計画（P=Plan）が積極的に展開（D=Do）され、その成果を評価（C=Check）した上で、更に充実した方策へとつなげる（A=Action）こと）により効果的に実行するため、「京都府食の安心・安全年度別行動計画」を策定し、各年度ごとの実績を踏まえた上で、計画を修正することとしています。

なお、「京都府食の安心・安全行動計画」の取組目標について、平成21年度の計画の達成状況は、以下のとおりでした。

取組内容	取組数	上回る	達成	ほぼ達成	未達成
第1章 安心・安全の基盤づくり					
1 安全な食品の生産・製造・加工、流通の確保に向けた取組	11	5	3	2	1
2 生産・製造情報の提供による安心感向上のための取組	8	3	1	3	1
3 環境に配慮した食品生産の取組	4	3		1	
小計	23	11 (48%)	4 (17%)	6 (26%)	2 (9%)
第2章 安心・安全の担保					
1 食品衛生に関する監視・指導の充実・強化	7	2	1	2	2
2 BSE、高病原性鳥インフルエンザ等における予防対策の徹底、監視体制の確保	4	1	3		
3 適正な食品表示の確保	5	5			
小計	16	8 (50%)	4 (25%)	2 (12.5%)	2 (12.5%)
第3章 信頼づくり					
1 食の安心・安全に関する情報提供	1				1
2 顔の見える関係づくりの推進	2	2			
3 食の安心・安全に関する知識の啓発・学習	4	3			1
4 府民参画の推進	2	1	1		
小計	9	6 (67%)	1 (11%)	0 (0%)	2 (22%)
合計	48	25 (52%)	9 (19%)	8 (17%)	6 (12%)

※ 「計画の達成状況」については、行動計画策定時の目標を少しでも上回っているものは「上回る」、数値どおりであるものは「達成」、8割以上のものは「ほぼ達成」、8割より低いものは「未達成」としています。

【凡 例】

計画の中で、「取組目標の表」については、下記のとおり記載しています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
〇〇〇〇・・・	行 動 計 画					〇〇課・室
	年 度 計 画					
	実 績					
◆ 取組内容とその効果等		21年度に食の安心・安全に関する取組を実行した結果、どのような効果があったかなどを記載				

【取組目標の表】

「食の安心・安全行動計画」の数値を記載
 上記計画をPDCAサイクルで見直した
 「食の安心・安全年度別行動計画」の数値を記載
 各年度の実績数値を記載

目 次

第1章 安心・安全の基盤づくり	1
1 安全な食品の生産・製造・加工、流通の確保に向けた取組	1
(1) より安全な農作物の生産に向けた取組	1
(2) より安全な畜産物の生産に向けた取組	3
(3) より安全な水産物の生産に向けた取組	5
(4) より安全な加工食品の製造に向けた取組	6
2 生産・製造情報の提供による安心感向上のための取組	8
(1) 農畜産物の生産履歴情報の提供促進	8
(2) 加工食品における「きょうと信頼食品登録制度」の推進	12
3 環境に配慮した食品生産の取組	13
(1) 農畜水産物の生産における取組	13
(2) 食品製造における取組	14
第2章 安心・安全の担保	15
1 食品衛生に関する監視・指導の充実・強化	15
(1) 農畜産物の生産段階における監視・指導	15
(2) 食品等の流通段階における監視・指導	17
2 BSE、高病原性鳥インフルエンザ等における予防対策の徹底、監視体制の確保	19
3 適正な食品表示の確保	21
第3章 信頼づくり	23
1 食の安心・安全に関する情報提供	23
2 顔の見える関係づくりの推進	24
3 食の安心・安全に関する知識の啓発・学習	25
4 府民参画の推進	27

第1章 安心・安全の基盤づくり

1 安全な食品の生産・製造・加工、流通の確保に向けた取組

(1) より安全な農産物の生産に向けた取組

① 栽培ごよみの作成点数

農薬の使用については、作物ごと、地域ごとに異なるため、約660の暦を作成しており、この暦を3年に1回見直すことを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
栽培ごよみの作成点数	行計画	200種類	200種類	200種類	200種類	農産課
	年計画		200種類	200種類	340種類	
	実績	207種類	279種類	344種類	340種類	

◆ 取組内容とその効果等

各作物・地域に応じたきめ細かな栽培ごよみ（病害虫・雑草の防除マニュアル）を作成した上で、農薬の適正使用についての研修会等を実施するなど、栽培ごよみの普及に取り組みました。

今後も積極的に研修会等を実施し、各作物・地域に応じた栽培ごよみの作成に努めていきます。

② 農薬販売者等に対する講習会の参加者数

農薬に関する関係法令や適正な使用・保管の方法など、農薬に関する一般的な知識について、毎年5回程度実施しています。

平成18年度までは、この講習会を1回は受講しなければ、農薬の取扱い等専門的な知識の習得が必要な農薬管理指導士の「養成研修講習会」を受講できませんでしたが、平成19年度からは、「養成研修講習会」の内容を充実させ、当該講習会を直接受講することができることとしたため、平成20年度からは延べ参加人数500名を目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
講習会の参加者数	行計画	600名	600名	600名	600名	食の安心・安全推進課
	年計画		600名	500名	500名	
	実績	570名	488名	472名	559名	

◆ 取組内容とその効果等（計画を達成できなかった理由）

農薬管理指導士の更新研修にも位置づけており、平成21年度の更新対象者数が多かったこともあり、講習会の参加者数が増加しました。

今後も希望者すべてが講習会に参加できる体制を維持していくとともに、広報の工夫をするなど参加への働きかけを促進していきます。

③ 農業管理指導士の認定者数

多くの関係者に制度を周知し、平成17年度認定者数（627名）より増加するよう努めています。

希望者すべての受験受入体制を整え、毎年50名ずつ増加させることを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
農業管理指導士の認定者数 (累計数)	行働酒	680名	730名	780名	830名	食の安心・安全推進課
	年度酒		730名	780名	830名	
	実績	679名	740名	802名	856名	

◆ 取組内容とその効果等

管理指導士養成研修の受講及び筆記試験の結果等により農業管理指導士を認定し、農業の安全な使用を推進するリーダーとして活躍していただいております。平成21年度には、新たに朝市等直売所グループの構成員を含む54名の方を認定しました。

④ 米の残留農薬検査件数

地域ごと（京都山城、南丹、中丹、丹後）の主要品種と生産量とを勘案して、品種ごとに1~2ロットのサンプル抽出を行うこととし、合計分析ロット数20ロットを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
米の検査件数	行働酒	20ロット	20ロット	20ロット	20ロット	農産課
	年度酒		20ロット	20ロット	20ロット	
	実績	18ロット	14ロット	20ロット	20ロット	

◆ 取組内容とその効果等

平成21年度において、府内産の10品種（コシヒカリ、キヌヒカリ、ヒノヒカリ、祭り晴、フクヒカリ、どんとこい、日本晴、祝、五百万石、新羽二重糯）の米について、残留農薬検査を実施し、その安全性を確認しています。
今後も安心・安全な米づくりを推進していきます。

⑤ 野菜の検査実施団体数

京都府農業飛散防止対策協議会（府内の農業関係団体及び府で構成される協議会）と農業協同組合が連携して、府内産野菜における農薬の残留検査や適正使用の指導に取り組むことを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
野菜の検査実施団体数 (累計数)	行働酒	計画策定	2団体	2団体	2団体	食の安心・安全推進課
	年度酒		2団体	4団体	4団体	
	実績	2団体	4団体	3団体	4団体	

◆ 取組内容とその効果等

平成21年度においては、4団体が野菜の残留農薬検査を実施し、その安全性を確認しています。

今後とも残留農薬検査の実施を継続するよう働きかけるとともに、関係機関が連携して生産者への農薬適正使用の指導を更に徹底します。

⑥ 適正農業規範の実践農家数

平成21年度における「エコファーマー」の当初認定目標者数をすべて実践農家とすることを目指していましたが、平成20年度の実績を踏まえ、基礎GAPを活用した農家を中心とした実践農家を増加させることを目標にしています。

また、茶のGAPの実践を拡大するとともに、他の農作物についてもGAP手法の推進を目指します。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
適正農業規範の実践農家戸数 (累計数)	行端値	規範の成	120戸	240戸	380戸	農産課
	年端値		120戸	240戸	100戸	
	実績	素案の成	基礎GAP活用 75戸	58戸 10工場	56戸 71工場	

◆ 取組内容とその効果等（計画を達成できなかった理由）

平成18年度に国の基礎GAP（※）が示されたことから、平成19年度はこれを利用して実践し、20年度は加えて茶のGAPチェックシート試行版を活用して製茶工場でも実践していただきました。

さらに、平成21年度は茶のGAP実践を拡大するため、山城地域の52工場、中丹地域の19工場及び丹後のダイコン、南丹のシュンギクを対象とした啓発活動を重点的に取り組みました。今後も継続的に導入を支援するとともに、導入を指導できる人材を育成します。

（※）基礎GAP

GAP手法のうち、法令順守規範や農業環境規範などの基礎的な事項についての全国的に汎用性の高い手法のモデルです。

(2) より安全な畜産物の生産に向けた取組

- ① 畜産農家を定期的に巡回指導し、国が定める家畜の飼養衛生管理基準の順守を全戸（牛218戸、豚21戸、鶏（千羽以上飼養）73戸、鶏（千羽未満飼養；愛玩鶏を含みます。）991戸）に徹底します。

◆ 取組内容とその効果等

野生小動物の侵入防止や消毒の徹底等、10項目の飼養衛生管理基準の順守を徹底するため、家畜保健衛生所職員が巡回指導時にチェックリストに基づく確認を行っています。
野鳥の侵入対策について、防鳥ネットの破損が認められた養鶏農家について、指導の結果、改善されています。

- ② 衛生管理システムの普及戸数

312戸の畜産農家（牛218戸、豚21戸、鶏（千羽以上飼養）73戸）のうち、乳用牛50頭、肉用牛100頭、豚1,000頭、鶏1万羽のいずれか以上を飼養している農家（約80戸）を対象に、畜産物の生産における高度な衛生管理システムを導入するモデル農家を順次普及することを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
衛生管理システムの普及戸数 (累計数)	行計画	15戸	20戸	24戸	28戸	畜産課
	年計画		20戸	24戸	28戸	
	実績	16戸	20戸	24戸	28戸	

◆ 取組内容とその効果等

家畜保健衛生所が、モデル農家の畜舎等において乳房炎菌やサルモネラ菌、病原性大腸菌0-157等の検査を行った上で、農家ごとに微生物の侵入防止のための衛生管理計画を策定し、その計画どおり確実に衛生管理ができていないかを検査・検証しました。
そのことにより、1戸の酪農家では、搾乳方法の徹底的な改善指導を行ったことにより、乳房炎の牛が減少し、健康となったことにより牛乳の品質が向上しました。
他の農家も、それぞれの農家の実状に応じた飼養管理マニュアルの作成や衛生管理記録の徹底など、意欲的に事業に取り組み、安心・安全で高品質な畜産物の生産を心がけています。

- ③ 畜産農家のうち、動物用医薬品の使用頻度が高いところ（牛及び豚については全戸（牛218戸、豚21戸）、鶏については千羽以上飼養している全戸（73戸））を巡回監視・指導し、適正な使用を徹底します。

◆ 取組内容とその効果等

家畜保健衛生所が巡回指導の際に、動物用医薬品の使用頻度等を確認し、抗生剤等の使用による休薬期間の順守について啓発ちらしの配布や指導を行っています。平成21年度は、特に問題のある農家はありませんでした。

(3) より安全な水産物の生産に向けた取組

- ① 水産養殖事業者の巡回指導件数
 給餌や動物用医薬品の適正使用について、府内の養殖業者（約40業者；この中には、河川等における養殖事業者を含みます。）を2年に一度、巡回指導することを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考	
水産養殖事業者の巡回指導件数	行麟酒	20件	20件	20件	20件	水産課	
	年麟酒	/		20件	20件		23件
	実績	23件	23件	20件	23件		

◆ 取組内容とその効果等

府内の養殖業者（アユ、アマゴ、ニジマスなど）に対し、給餌及び動物用医薬品使用の方法について聴取するとともに、検体となるサンプルの提供を受け、医薬品の残存状況について検査しましたが、過去2年と同様に、問題となる事例はありませんでした。
 今後も、巡回指導を継続し、安全な養殖魚の生産が行われるよう養殖業者への指導に努めていくこととします。

- ② 水産生鮮品における衛生管理についての意識の向上を図るため、京都府漁業協同組合連合会等の販売事業担当者を対象とした講習会を開催します。
 また、水産加工品における衛生管理についての意識の向上を図るため、水産加工事業所の役職員を対象とした講習会を開催します。

◆ 取組内容とその効果等

府内の漁業者、水産加工業者等約40名を対象に、品質管理への意識向上を図るため、水産物を食品として加工・販売する際の衛生管理や食品表示への対応、管理作業の記録の重要性等について講習会を開催しました。
 平成19年から講習会を毎年開催し、漁業及び水産加工関係者の衛生管理意識の向上等を図ることができたとともに、今後も、講習会を開催し、衛生管理に対応した魅力ある生鮮品や加工品が生産されるよう漁業者等への指導に努めていくこととします。

(4) より安全な加工食品の製造に向けた取組

① 業種ごとの手引の作成数

食品関連事業の主要業種（30業種）について作成予定でしたが、組合として統一的な基準を定めることができる状況にある26業種と、新たに京都鶏卵・鶏肉安全推進協議会が審査機関として指定されたことに伴い、鶏卵の1業種について作成しました。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
業種ごとの手引の作成数 (累計数)	行動計画	10業種	20業種	30業種	30業種	食の安心・安全推進課
	年度計画		20業種	25業種	26業種	
	実績	10業種	20業種	26業種	27業種	

◆ 取組内容とその効果等

平成21年度までに27業種について、手引書を作成しました。
手引書については、「当社に当てはめるのが難しい」、「毎日の記録が難しい」などの意見がある一方、「実態に即して作られており、分かりやすい」という意見があり、今後も事業者の意見を十分に聴いた上で、各組合の研修会で説明を行うなど、普及に努めていきます。

② 講師の派遣回数

食品衛生講習会等への講師派遣の依頼については、要請どおり対応することとし、平年ベースでの依頼件数を目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
講師の派遣回数	行動計画	80回	80回	80回	80回	生活衛生課
	年度計画		80回	80回	120回	
	実績	117回	109回	100回	104回	

◆ 取組内容とその効果等

食中毒事故等の発生が多い時期を中心に、食品関連事業者や給食施設の調理従事者を対象とした講習会に保健所職員等が出向き、食中毒の予防対策、施設の衛生管理や調理従事者としての心構えなどについて啓発しています。
受講者からは、「食中毒に対する知識の習得や、食中毒予防のための実践を再認識できた。」などの声が寄せられています。

③ 食品衛生指導員又は食品衛生推進員による指導件数

指導対象施設（約13,000件）のうち、食中毒が発生する可能性が高い業種を中心に、効果的な指導・助言を実施することを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
食品衛生指導員 又は食品衛生推 進員による指導 件数	行廻り	4,000件	4,500件	5,000件	5,000件	生活衛生課
	年廻り		4,500件	5,000件	5,100件	
	実績	4,163件	4,680件	5,070件	5,000件	

◆ 取組内容とその効果等

「食中毒予防推進強化期間」（7月～9月）や「食品・添加物等の年末一斉取締」（12月）に、保健所と連携し、量販店での食品表示の点検、フードスタンプ（細菌検査用具）やA TP測定法（食品が接触する表面の清浄度を確認する方法）による飲食店の衛生状態の点検を集中的に行った上で、食品関連事業者に対する指導・助言を積極的に実施しました。食品衛生推進員等が施設を巡回して衛生状態などを点検しましたが、食品衛生上問題のある施設はありませんでした。

④ 食品関連事業所における「衛生管理基準」の順守を徹底し、「自主衛生管理手引き書作成マニュアル」等を普及します。

◆ 取組内容とその効果等

自主衛生管理の推進・向上を目的として、小規模の食品関連事業者でも活用できる「自主衛生管理手引き書作成マニュアル」を作成し、より多くの事業者に積極的に手引き書を導入していただけるよう、府内各地で講習会を開催しました。保健所による施設の監視指導時には、手引き書の作成に関することのみならず、効果的な運用方法についても積極的に指導しており、府内事業者に広く普及・定着しています。

2 生産・製造情報の提供による安心感向上のための取組

(1) 農畜産物の生産履歴情報の提供促進

① 農協系統での取組の普及

全農京都府本部では、府内のJAと連携してトレーサビリティシステムを構築し、集荷した米の生産情報の開示を促進しています。平成19年度には、農家が出荷契約した米相当量（19,900t）の生産履歴を開示することを目標とし、それ以後も同量の開示を維持することを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
【米】 農協系統での取組の普及（流通量） 〔うるち、もちの出荷契約米〕	行計画	16,900t	17,900t	18,900t	19,900t	農産課
	年計画		19,900t	19,900t	19,900t	
	実績	19,233t	17,879t	16,176t	17,147t	

◆ 取組内容とその効果等（計画を達成できなかった理由）

米価の低迷が影響し、JAの集荷量が減っている状況です。各JAにおいて集荷目標数の設定やカントリーエレベーター、ライスセンターなどの施設を核とした計画集荷の推進等を引き続き行うことなどにより、生産履歴が開示される米の集荷量の増加を目指し、安心・安全な京都米の増加に努めていただきます。

② 大規模稲作農家・農業法人での取組数

個別農家等での生産履歴情報等の提供については、平成19年度に基準づくりの検討を行い、平成20年度に少数農家（3戸）でモデル的に実施した上で、その3戸について本格実施することを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
大規模稲作農家・農業法人での取組数（累計数）	行計画	個別農家用システムの基準づくり	試行農家3戸	3戸	3戸	農産課
	年計画		個別農家用システムの基準作成	試行農家3戸	3戸	
	実績	—	個別農家用システムの基準作成	試行農家3戸	3戸	

◆ 取組内容とその効果等

個別農家単位で生産履歴情報（農薬・肥料の使用状況等の記載情報等）を適切に提供するための基準を平成19年度に作成し、この基準に基づく試行を平成20年度に行い、平成21年度に本格実施しました。
 今後は府内での普及を促進します。

- ③ ホームページによる情報提供品目数（HPによる情報提供品目に係る作付面積）
 京のブランド産品24品目のうち、ブランド産地のない、くわい、金時人参及び水産物の丹後とり貝を除いた21品目を情報開示の対象（21品目；みず菜、壬生菜、紫ずきん、万願寺とうがらし、賀茂なす、京山科なす、花菜、堀川ごぼう、聖護院大根、九条ねぎ、やまのいも、伏見とうがらし、鹿ヶ谷かぼちゃ、京たけのこ、京たんご梨、えびいも、丹波くり、小豆、黒大豆、聖護院かぶ、京こかぶ）とし、そのうち生産出荷量の多い上位10品目（みず菜、壬生菜、紫ずきん、万願寺とうがらし、賀茂なす、京山科なす、花菜、堀川ごぼう、聖護院大根、伏見とうがらし）を対象にすることを当面の目標にしています。
 なお、HPによる情報提供品目に係る作付面積176haは、府内産農産物（野菜）の栽培面積（約5,076ha）の3.5%です。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
【野菜】 HPによる情報 提供品目数 (累計数)	行計画	8品目	9品目	9品目	9品目	農産課 ⑳㉑計画 九条ねぎ
	年度計画		10品目	10品目	12品目	
	実績	9品目	11品目	11品目	11品目	
HPによる情報 提供品目に係る 作付面積	行計画	167ha	176ha	176ha	176ha	
	年度計画		187ha	187ha	187ha	
	実績	176ha	174ha	160ha	158ha	

◆ 取組内容とその効果等（計画を達成できなかった理由）

従来から提供されていた9品目（みず菜、壬生菜、紫ずきん、万願寺とうがらし、賀茂なす、京山科なす、堀川ごぼう、伏見とうがらし、花菜）に加えて、平成19年度には聖護院大根、鹿ヶ谷かぼちゃも対象になり、11品目となりました。平成20・21年度計画の九条ねぎの履歴開示は、出荷形態について産地との調整がつかず、実施できませんでしたが、平成22年度も引き続き実施に向けた調整を行っていきます。

作付面積は、紫ずきん、賀茂なすなどで増加しましたが、単価低迷によるみず菜栽培の減少などで、全体として昨年度よりも減少しました。今後ともみず菜、九条ねぎ、紫ずきんの重点推進品目を中心とする面積の拡大、水稲から京のブランド産品への作付の転換や、新規就農者の「京都こだわり農法」導入への誘導により面積を増加させます。

また、トレーサビリティ閲覧件数も平成20年度においては1,070件でしたが、平成21年度においても、新品目の開示がなかったことなどにより、若干増の1,200件程度にとどまる見込みです。

- ④ 茶生産農家全戸（約1,700戸）が、農薬及び肥料の使用についての生産履歴の記帳を行い、安心・安全な宇治茶の生産に努めています。

◆ 取組内容とその効果等

すべての茶生産農家約1,700戸において、清浄茶生産誓約書の提出及び生産履歴の記帳が徹底されています。

特に、農薬の使用については、毎年、最新の防除技術情報（環境にやさしい減農薬など）に基づき、茶生産者団体（京都府茶生産協議会）が関係機関と協力して「茶樹病害虫防除指導指針」を作成し、すべての生産農家に配布しています。さらに、農薬の安全使用と散布回数削減等、適切な防除対策の周知・徹底を進めています。

また、全農では、茶市場で取引される茶の生産履歴の内容を販売前に確認し、記載間違いや不備があれば農家に確認・指導を行うとともに、農薬の使用回数、使用濃度、収穫前日数について違反のないよう、安心・安全な宇治茶の生産に向けた指導が行われています。

- ⑤ 茶生産者団体（京都府茶生産協議会）に対し、健全な土づくり、肥料・農薬の適切な使用等により環境に配慮した茶栽培を推進・普及させるよう、啓発しています。

◆ 取組内容とその効果等

京都府茶生産協議会が中心となって進める「茶園の施肥適正化運動」において、府研究機関の成果等を利用した現地実証試験の結果から、品質を落とさずに施肥量を削減できることが明らかになりました。この成果を地域から府全体に浸透させ、発展させるための継続的な啓発活動に協力し、施肥適正化を実現していきます。

- ⑥ 全府内産牛肉でのトレーサビリティシステムが適正に運用されるよう、牛を飼養している畜産農家全戸（218戸）の指導を徹底します。

◆ 取組内容とその効果等

家畜保健衛生所員が定期的な家畜伝染病検査や巡回指導の際に、飼養牛に耳標（個体識別番号が印字）が装着されていることを確認しています。

- ⑦ 生乳の生産における安全性を確保するため、生産者団体（近畿生乳販売農業協同組合連合会等）が酪農家に対して「生乳生産管理マニュアル（酪農家が生乳生産業務を行う上で順守すべき管理基準とその手順）」の普及を促進するとともに、「生乳生産管理チェックシート」による衛生管理の記帳の徹底を推進しています。

◆ 取組内容とその効果等

生産者団体は、酪農農家全戸を巡回し、「生乳生産管理チェックシート」への記帳内容を確認しています。記帳が十分でないなどの農家に対しては、改善されるまで指導を行いました。

⑧ トレーサビリティシステムが実施される鶏卵量

府内で生産され、府内で流通している鶏卵の推定量15,300tのうち、平成21年度までに約85%に当たる13,000t（府内消費量（約36,000t）の36%）を目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
システムが実施される鶏卵量	行計画	11.9千t	12.0千t	12.0千t	12.0千t	畜産課
	年計画		12.0千t	12.0千t	13.0千t	
	実績	11.0千t	12.0千t	12.6千t	12.3千t	

◆ 取組内容とその効果等

システムを導入する小売店を増加させるため、府内のスーパー等への訪問活動を行いました。小売店における衛生管理の記録等についての理解が得られず店舗の増加にはいたりませんでした。

また、第三者機関の審査を継続して実施し、品質管理等について定められた基準を満たしているか検証を行いました。

平成21年度には、きょうと信頼食品登録制度への登録を行い、12月から認証マークを貼付するに加えて、信頼制度のマークを付けた鶏卵の販売が始まりました。

⑨ トレーサビリティシステムが実施される鶏肉量

府内で食鳥処理され、府内で流通している鶏肉の推定量5,700tのうち、平成21年度までに約88%に当たる5,000t（府内総消費量（約25,000t）の20%）を目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
システムが実施される鶏肉量	行計画	モデル実施	3,500t	4,600t	4,600t	畜産課
	年計画		3,500t	4,600t	5,000t	
	実績	400t	3,650t	4,800t	4,800t	

◆ 取組内容とその効果等

平成19年2月から京都府独自のトレーサビリティシステムが実施され、更に平成19年度は他のシステムと相互乗り入れが可能なシステムを開発しました。

府内にある3箇所の食鳥処理場すべてにおいてきょうと方式のシステムの運用が行われています。鶏肉加工場、鶏肉販売店及び鶏肉取扱店へのシステム参加を促す普及活動を行いました。その結果、府内有名ホテルでの利用が行われるようになりました。

今後引き続き、鶏肉加工場や鶏肉販売店に制度趣旨を説明し、システムへの参加を拡大する活動を行います。

(2) 加工食品における「きょうと信頼食品登録制度」の推進

① 登録食品業種数

食品関連事業の主要業種（30業種）について登録食品業種とする予定でしたが、組合として統一的な基準を定めることができる状況にある26業種と、新たに京都鶏卵・鶏肉安全推進協議会が審査機関として指定されたことに伴い、鶏卵の1業種について登録食品業種としました。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
登録食品業種数 (累計数)	行計画	10業種	20業種	30業種	30業種	食の安心・安全推進課
	年計画		20業種	25業種	26業種	
	実績	10業種	20業種	26業種	27業種	

◆ 取組内容とその効果等

平成21年度までに27業種について、登録食品業種としました。
各登録食品業種の手引書については、「当社に当てはめるのが難しい」、「毎日の記録が難しい」などの意見がある一方、「実態に即して作られており、分かりやすい」という意見があり、今後も事業者の意見を十分に聴いた上で、各組合の研修会で説明を行うなど、普及に努めていきます。

② 登録事業者数

食品関連団体に加入する事業者など約2,000件のうち、その50%が登録制度に参加できる水準にあることを考慮し、平成21年度までに100件を登録することを当面の目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
登録事業者数 (累計数)	行計画	100件	200件	300件	400件	食の安心・安全推進課
	年計画		200件	100件	100件	
	実績	21件	44件	61件	63件	

◆ 取組内容とその効果等（計画を達成できなかった理由）

平成19年2月の登録開始から3年が経過し、制度が事業者に浸透してきたものの、記録・記帳の取組に慣れておらず、当初予定していたよりも1件当たりの指導回数が増加し、申込時からの指導期間が長くなったことから、目標には達しませんでした。引き続き制度の啓発及び普及に努め、制度を着実に進めることとします。

3 環境に配慮した食品生産の取組

(1) 農畜水産物の生産における取組

- ① 施肥（作物に肥料を与えること。）が過剰とならないよう農地の土壌分析を実施します。
また、環境にやさしい技術の効果の確認と普及のため、実証ほ（実験・実証するための栽培場所のこと。）を各地に設置します。

◆ 取組内容とその効果等

ハウス栽培では肥料の流失が少なく、前作等に施用した肥料が残存することがあり、肥料を基準どおり施用すると過剰になることがあります。これを改善するために、作付けの準備段階において土壌の現状を把握し、適切な施肥に努めています。

また、現在、農薬等の使用を低減しつつ病害虫の発生を減らす新しい技術の効果を確認するため、実証ほを設置し、技術の実用性を検討しています。

- ② 「京都こだわり農法」による栽培面積
「京都こだわり農法」を取り入れた農産物の栽培面積を平成19年度には増加させ、その栽培面積300haを維持することを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
「京都こだわり農法」による栽培面積	行計画	280ha	300ha	300ha	300ha	農産課
	年計画	/		300ha	300ha	
	実績			284ha	294ha	

◆ 取組内容とその効果等（計画を達成できなかった理由）

栽培面積は、九条ねぎ、紫ずきんなどで増加しましたが、単価低迷によるみず菜栽培の減少などで、全体として昨年度よりも減少しました。

今後、「京都こだわり農法」による消費者への安心・安全な農産物の供給を推進するためみず菜、九条ねぎ、紫ずきんの重点推進品目を中心とする面積の拡大、水稲から京のブランド産品への作付の転換や、新規就農者の「京都こだわり農法」導入への誘導により面積を増加させます。

- ③ エコファーマーの認定戸数
農家が自主的な取組によって申請する制度であるため、制度の必要性について普及・啓発を行い、認定農家を増加させることを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
エコファーマーの認定戸数（累計数）	行計画	350戸	360戸	370戸	380戸	農産課
	年計画	/		360戸	600戸	
	実績			327戸	560戸	

◆ 取組内容とその効果等

平成19年度から「農と環境を守る地域協働活動支援事業（営農活動支援）」により、環境負荷の低減に取り組むエコファーマーに支援を行っています。

認定戸数が増え、「環境にやさしい農業技術」で管理される農地の面積が拡大しています。

- ④ 環境規範に基づく飼養管理に係る取組モデル畜産農家数
 モデル農家は、344戸の畜産農家（牛249戸、豚16戸、鶏（千羽以上飼養）79戸）のうち、牛10頭、豚100頭、鶏2千羽のいずれか以上を飼養している農家（約220戸）を対象に、当面100戸に導入することを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
取組モデル畜産農家数(累計数)	行動計画	10戸	15戸	20戸	25戸	畜産課
	年度計画		15戸	20戸	100戸	
	実績	8戸	12戸	86戸	111戸	

◆ 取組内容とその効果等

全畜産農家に啓発資料を配布し、指導に努めた結果、目標を達成することができました。今後引き続き、広域振興局や家畜保健衛生所が、農家へ普及・啓発することにより、導入農家を増やします。

- ⑤ 水産養殖事業者の巡回指導件数
 水産養殖事業者に対して、適正な養殖密度による管理が行われるよう巡回指導を徹底します。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
水産養殖事業者の巡回指導件数	行動計画	20件	20件	20件	20件	水産課
	年度計画		20件	20件	23件	
	実績	23件	23件	20件	23件	

◆ 取組内容とその効果等

府内の養殖業者（アユ、アマゴ、ニジマスなど）を訪問し、養殖密度を確認しました。過去2年と同様に、適正な管理が行われており、問題となる事例はありませんでした。今後も、巡回指導を継続し、適正な養殖密度のもと、環境に配慮した養殖が行われるよう養殖業者への指導に努めていくこととします。

(2) 食品製造における取組

リサイクルの推進を行っている食品関連事業所を「エコ京都21」に基づく事業所として認定・登録し、環境に配慮した食品生産の取組を推進します。

◆ 取組内容とその効果等

府内において、11の食品関連事業所（平成22年3月末現在）を「エコ京都21」に基づく事業所として認定・登録しており、そのうち半数を占める商店街やスーパーにおいては、買い物袋持参運動、商品の包装簡素化、リサイクルの推進（牛乳パック、食品トレイ等の回収）、環境保全商品の販売推奨などの取組が積極的に行われており、更に廃棄物の分別回収の徹底などの取組が行われています。

第2章 安心・安全の担保

行政の役割として、生産から消費までの一貫した監視・指導・検査を行い、その結果を公表します。

1 食品衛生に関する監視・指導の充実・強化

(1) 農畜産物の生産段階における監視・指導

- ① 農薬取締法に基づく立入検査件数
指導の対象となる農薬の販売業者等について、3年に1回、立入検査することを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
農薬取締法に基づく立入検査件数	行計画	250件	250件	250件	250件	食の安心・安全推進課
	年計画	/		250件	250件	
	実績			246件	229件	

◆ 取組内容とその効果等

府内全域において立入検査を実施し、農薬の販売業者等に関する変更・廃止などの届出や帳簿の不備等が見受けられた販売業者に対し、農薬の販売・保管管理が適正に行われるよう指導しました。
今後も、国と連携して立入検査を実施し、適正に販売されるよう、継続した監視に努めていきます。

- ② 肥料取締法に基づく立入検査件数
新規の登録者等及び更新の登録者に対し、登録・届出がされることに立入検査することを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
肥料取締法に基づく立入検査件数	行計画	10件	10件	10件	10件	食の安心・安全推進課
	年計画	/		10件	登録・届出施設全件	
	実績			1件	3件	

◆ 取組内容とその効果等

平成21年度に3件の立入検査を実施し、成分分析結果と表示で差異があった堆肥について必要な指導を行いました。
今後も、品質等の保全が図れるよう引き続き検査を実施していきます。

③ 土壤機能モニタリング調査点数

全国で行われる調査（土壤機能モニタリング調査）であり、府内でのあらかじめ定められた調査箇所を地域別に5年に1回調査することを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
モニタリング調査点数	行計画	13点	6点	未定	未定	農産課
	年計画		6点	調査結果の取りまとめ	—	
	実績	13点	6点	調査結果の取りまとめ	—	

◆ 取組内容とその効果等

平成19年度までは全国調査の一環としての取組であり、年度ごとに決められた調査点数を計画どおり実施してきました。平成20年度については調査を行わず、平成16年度から平成19年度までの調査結果の取りまとめを行いました。

その結果を検証すれば、農地土壌中のカドミウム等の含有量は特に問題となる定点は存在せず、平成21年度以降において国において一律定点調査が行われないことから、府としても本調査は終了することとします。

④ 予防検査実施の頭羽数

家畜伝染病予防法の対象となる伝染病についての検査対象家畜数を目標にしています。

なお、伝染病ごとに、どのような家畜を検査するのかについては、法律等で要件が定められています。

頭羽数の内訳：牛6,724頭（検査延べ頭数）、馬362頭（全頭）、豚2,080頭（抽出検査数）、鶏9,875羽（抽出検査数）、蜂865群（全群）

検査する病気：牛：結核病等、馬：伝染性貧血、豚：豚コレラ等、鶏：ニューカッスル病等、蜂：腐蛆病等

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
予防検査実施の頭羽数（延べ検査数）	行計画	23千頭・羽	23千頭・羽	23千頭・羽	23千頭・羽	畜産課
	年計画		23千頭・羽	23千頭・羽	23千頭・羽	
	実績	22,820頭・羽	23,189頭・羽	19,675頭・羽	19,906頭・羽	

◆ 取組内容とその効果等（計画を達成できなかった理由）

家畜伝染病予防法に基づき、対象となる家畜全頭・羽に対し各伝染病に対する定期検査を行いました。牛の結核病及びブルセラ病検査は3年ごとに実施しています。廃業農家があったため、検査頭羽数は減少しています。

検査の結果、みつばちにおいて腐蛆病が8群認められ、殺処分を行いました。

(2) 食品等の流通段階における監視・指導

① 食品の収去検体数
検査機器の能力を最大限に活用した場合の検体数を目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
食品の収去検体数 ○対象食品等の区分 農産物 畜産物 水産物 加工食品 その他	行跡酒	1,450件	1,450件	1,450件	1,450件	生活衛生課
		260	260	260	260	
		126	126	126	126	
		44	44	44	44	
		923	923	923	923	
	97	97	97	97		
	年数計酒	1,450件	1,450件	1,775件		
		280	280	280	280	
		130	130	130	130	
		40	40	37	37	
950		950	1,278	1,278		
50	50	50	50			
実績	1,801件	1,853件	1,774件	1,691件		
	269	311	266	266		
	137	146	139	150		
	44	42	38	37		
	1,299	1,309	1,282	1,184		
52	45	49	54			
○国産、輸入別の区分 国産 輸入	行跡酒	1,340	1,340	1,340	1,340	
		110	110	110	110	
	年数計酒	1,340	1,340	1,340	1,545	
		110	110	110	230	
	実績	1,681	1,340	1,639	1,479	
		120	110	135	212	

◆ 取組内容とその効果等

保健環境研究所や拠点保健所（山城北保健所、南丹保健所、中丹西保健所）において、府内産農畜水産物の残留農薬や動物用医薬品、食品添加物、遺伝子組換え食品を中心に、検査等を実施しました。
平成19年度はしゅんぎく、平成21年度には、牛乳で大腸菌群検出と乳脂肪分に係る成分規格不適合がそれぞれ1件判明し、関係部局等と連携を図り、回収や廃棄、原因究明及び再発防止対策を講じるよう指導するなど必要な措置を速やかに行いました。
なお、平成19年度及び20年度において、輸入食品原因とされる健康被害事例があったことから、平成21年度においては、輸入食品を重点的に実施しています。

② 食中毒等の事件発生時には、緊急検査を実施し、原因究明に努めます。

◆ 取組内容とその効果等

食中毒等の事件発生時には、拠点保健所や保健環境研究所で微生物検査や理化学検査などの緊急検査による原因究明を実施し、科学的根拠に基づいて迅速に対応しています。
平成21年度においては、ノロウイルス、カンピロバクターなどが原因で8件食中毒が発生し、緊急検査を行うとともに、必要な指導を行いました。

③ 食品衛生監視機動班による監視等対象事業所数

食品衛生法に基づいて認証されたHACCP施設、大規模食品製造施設、大規模給食施設等を対象に、約40事業所（南部20件、中部10件、北部10件）を目標として監視・指導を行います。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
対象事業所数	行計画	30件	40件	40件	40件	生活衛生課
	年計画		40件	40件	44件	
	実績	38件	44件	42件	44件	

◆ 取組内容とその効果等

HACCP施設や大規模食品製造施設等の44事業所に食品衛生監視機動班（5名～10名）を編成して立ち入り、記録のチェック、拭き取り検査や収去検査などを集中的に実施し、きめ細かに指導することによって、事故や違反食品の発生などの未然防止を図っています。19年度から3年間、立ち入って監視・指導を行った事業所において、特に問題となる事項はありませんでした。

④ 毎年7月から9月までを「食中毒予防推進強化期間」とし、食品関連事業者に対する集中的な監視・指導を行います。

また、食品、添加物等について、毎年、食品の流通量が多くなる年末において、一斉調査を実施します。

◆ 取組内容とその効果等

食中毒事故等の発生が多い時期（7月～9月）や年末に、食品衛生指導員や食品衛生推進員と連携した食品表示や施設の衛生状態の点検、集中的な監視・指導を行うことによって、未然に食中毒等を防止するとともに、食品関連事業者に対する衛生意識の啓発にもつなげています。

⑤ 無承認・無認可の医薬品等監視件数

いわゆる「健康食品」等の販売広告（インターネット販売を含む。）の内容を監視し、無承認・無許可の医薬品等に該当するものを確認した場合はすべて指導している状況であり、平年ベースでの監視件数を目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
監視件数	行計画	400件	400件	400件	400件	薬務課
	年計画		400件	400件	420件	
	実績	400件	404件	405件	427件	

◆ 取組内容とその効果等

いわゆる「健康食品」等の販売広告（インターネット販売を含む。）の内容を監視し、効能や効果を標榜するなど薬事法違反が疑われる不適切な広告等については、広告内容の削除・修正等の改善指導、報告書等の提出指導を実施しました。業者指導を実施することにより、いわゆる「健康食品」による健康被害の未然防止や、府民が不法な広告に惑わされないことにつながっています。

2 BSE、高病原性鳥インフルエンザ等における予防対策の徹底、監視体制の確保

- ① 養鶏農家（千羽以上飼養）の全戸（73戸）への巡回指導回数
 上記養鶏農家全戸に対し、年4回巡回指導することを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
養鶏農家（千羽以上飼養）の全戸（73戸）への巡回指導回数	行計画	年4回	年4回	年4回	年4回	畜産課
	年計画		年4回	年4回	年4回 ※必要に応じて追加実施	
	実績	年4回	年4回	年6回	年4回	

◆ 取組内容とその効果等

家畜保健衛生所が異常鶏の有無を確認するとともに、防鳥ネットや野生小動物の侵入防止の点検を実施しました。防鳥ネットの破損などが認められた農家については、その場で指導し、改善されました。

なお、平成20年度は、国内で鳥インフルエンザが2回発生したため、その都度臨時の巡回指導を行ったために、回数が多くなっています。

- ② 養鶏農家（千羽未満飼養）及び愛玩鶏の飼養者の全戸（1,064戸）への巡回指導回数

上記養鶏農家・家きん飼養者全戸に対し、年1回巡回指導することを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
養鶏農家（千羽未満飼養）及び愛玩鶏の飼養者の全戸（1,064戸）への巡回指導回数	行計画	年1回	年1回	年1回	年1回	畜産課
	年計画		年1回	年1回	年1回	
	実績	年1回	年1回	年1回	年1回	

◆ 取組内容とその効果等

家畜保健衛生所が市町村等と協力し、渡り鳥が飛来する前に、野鳥の侵入防止や消毒の徹底について、ちらし等を配布して注意喚起を行いました。その結果、鶏飼養者における疾病予防の意識が向上し、野鳥の侵入防止や消毒が徹底されました。

③ 養鶏農家モニタリング検査実施戸数

各家畜保健衛生所（山城、南丹、中丹、丹後）において、3戸ずつ毎月実施することを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
養鶏農家モニタリング検査実施戸数	行進値	毎月4戸	毎月4戸	毎月4戸	毎月4戸	畜産課
	年鑑値		毎月4戸	毎月4戸	毎月12戸	
	実績	毎月5戸	毎月4戸	毎月4戸	毎月12戸	

◆ 取組内容とその効果等

鳥インフルエンザウイルスの侵入を監視するため、府内12農家（平成20年2月から）を特定し、毎月飼養鶏10羽から血液と気管粘液等を探取し、ウイルス検査・抗体検査を行った結果、すべて陰性でした。

④ 養鶏農家（千羽以上飼養）の全戸（73戸）への鶏の抗体検査実施回数

上記畜産農家全戸に対し、年4回抗体検査することを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
養鶏農家（千羽以上飼養）の全戸（73戸）への鶏の抗体検査実施回数	行進値	年4回	年4回	年4回	年4回	畜産課
	年鑑値		年4回	年4回	年4回	
	実績	年4回	年4回	年4回	年4回	

◆ 取組内容とその効果等

鳥インフルエンザウイルスの侵入を監視するため、年4回の巡回指導に併せて、千羽以上の養鶏農家全戸を対象に1農家当たり10羽の血液を探取し、抗体検査を行った結果、すべて陰性でした。

⑤ 府内2箇所のと畜場におけるBSE全頭検査を堅持するなど、牛肉に対する安心・安全確保を徹底します。

◆ 取組内容とその効果等

平成21年度において、府内2箇所（福知山、亀岡）のと畜場における全頭検査を実施したところ、異常な牛は認められませんでした。

3 適正な食品表示の確保

① 研修会の開催回数

適正な食品表示を周知するため、各広域振興局において、年10回開催することを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
研修会の開催回数	行計画	4回	4回	4回	4回	生活衛生課 消費生活安全 センター 食の安心・ 安全推進課
	年計画		4回	9回	10回	
	実績	4回	7回	10回	10回	

◆ 取組内容とその効果等

府内各地域で食品関連事業者を対象とした食品表示やコンプライアンスに関する研修会を10回開催したところ、284名の参加がありました。

また、昨年度に引き続き食品表示違反「0」推進事業を実施し、各業種別組合内で指導者的な立場として活躍する20名（合計37名）の食品表示指導者を育成し、組合内で指導できる体制を構築しました。

② 原産地表示等に係る指導・啓発店舗数

食品販売者の意識及び府民の関心等を考慮して指導・啓発する内容を定め、実施することを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
原産地表示等に係る指導・啓発店舗数	行計画	140店	150店	150店	150店	生活衛生課 消費生活安全 センター 食の安心・ 安全推進課
	年計画		200店	200店	300店	
	実績	255店	201店	225店	300店	

◆ 取組内容とその効果等

食品関連事業者に対して、表示状況の確認等の調査を行い、表示が十分でない事業者については、表示制度を説明の上、適正表示を指導・啓発しました。

平成21年度は、関係部局が連携して合同巡回調査を行う食品表示パトロール（※）を実施し、指導・啓発等を行いました。

（※）食品表示パトロール

産地偽装など食品表示に関する事件が多発する中、関係職員（農林水産・健康福祉・府民生活）が合同巡回調査を実施するとともに、DNA検査等を導入し、違反事実に効率的かつ迅速に対応し、食の安心・安全を確保します。

③ アレルギー性物質を含む食品・添加物等に係る監視施設数

食品製造施設約2,400施設のうち、菓子（パンを含みます。）製造業、惣菜製造業等の施設を中心に、対象施設の約1割を抽出して監視することを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
アレルギー性物質を含む食品・添加物等に係る監視施設数	行計画	200施設	200施設	200施設	200施設	生活衛生課
	年計画		200施設	200施設	250施設	
	実績	220施設	242施設	229施設	230施設	

◆ 取組内容とその効果等

例年、アレルギー性物質については、症状が重篤化する可能性があるにもかかわらず、表示の欠落により回収される事例が全国的に発生していることから、立入検査の際には適正な表示や原材料等の適正な取扱いを指導することとしています。19年度からの3年間に監視を行った施設では不適切な事例等は認められませんでした。

- ④ 保健機能食品、いわゆる「健康食品」に係る監視店舗数
 ちらし等の広告を監視し、無承認・無許可の医薬品等に該当するものを確認した場合はすべて指導している状況であり、毎年ベースでの監視店舗数を目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
保健機能食品、いわゆる「健康食品」に係る監視店	行動計画	150店	150店	150店	150店	健康対策課 薬務課
	年次計画		150店	150店	200店	
	実績	239店	210店	204店	205店	

◆ 取組内容とその効果等

ちらし、ホームページ、府民からの情報に基づき監視を行っており、過去の監視実施店舗実績に基づき数値を設定しています。平成21年度においては、違法ドラッグ・健康食品等の指導を重点的にを行い、その結果、計画を上回る実績数値となっています。

- ⑤ 食品表示110番を設置して相談に対応することにより、食に対する安心感を向上させます。

◆ 取組内容とその効果等

加工食品の原材料・原産地表示等に関する食品関連事業者からの相談や、食品表示の疑問に関する消費者からの相談に応じることにより、適正表示の実施・理解を促進しています。また、不適正表示の情報提供に対しては、調査・確認の上、必要な場合は是正指導等を行っています。

なお、平成21年度（平成22年3月末まで）の受付実績は、府は300件（20年度：255件）、国は27,000件（20年度：26,222件）です。

- ⑥ ぐらしの安心推進員の登録者数

府民のボランティアとしての参画の推進目標。

「ぐらしの安心推進員養成研修」の修了者の登録に加えて、福祉関係者等を対象とした「消費生活サポーターズ研修」の修了者にも呼びかけた上で登録していただき、登録者数を平成21年度は250名（単年度任期）にすることを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
ぐらしの安心推進員の登録者数	行動計画	200名	200名	200名	200名	消費生活安全センター
	年次計画		200名	200名	250名	
	実績	155名	197名	215名	247名	

◆ 取組内容とその効果等

食品表示等についての基礎的な知識を習得し、よりの確な活動をしていただくため、「ぐらしの安心推進員養成研修」の受講を平成18年度から必須としています。

応募者を幅広く募集し、平成21年6月に府内3会場で研修会を開催し、更新者と併せて238名の登録者数となりました。

市町村、消費者団体、福祉関係団体等と協力し、広報に努めるとともに、今後とも継続して研修会を開催し、登録者の増加を目指していきます。

- ⑦ 「食の安心・安全推進月間」を設定し、食品表示に関する啓発を行います。

◆ 取組内容とその効果等

平成19年度から毎年1月を「食の安心・安全推進月間」と定め、月間内に食品関連事業者に対する食品表示に関する啓発のため、セミナーを実施しました。

第3章 信頼づくり

1 食の安心・安全に関する情報提供

- ① 府ホームページ（「京の食“安心かわら版”（生活衛生課のホームページ）」、「きょうと食の安心・安全情報（食の安心・安全推進課のホームページ）」）において、食の安心・安全に関する情報提供を迅速に行います。

◆ 取組内容とその効果等

府ホームページでは、生活衛生課及び食の安心・安全推進課がそれぞれ府の食の安心・安全情報を発信していますが、平成21年度に2つのホームページを一元化し、より分かりやすくしました。今後も食の安心・安全確保の取組、トピックス、最新情報（危害情報を含む。）などを迅速に情報提供しています。

- ② 府が行った食品に関する監視指導の結果（「食品衛生監視指導計画」に基づく食品の収去検査の結果、農薬販売者・使用者及び登録肥料生産業者に対する立入検査の結果、JAS法等に基づく食品表示制度に関する立入検査の結果等）を公表します。

◆ 取組内容とその効果等 生活衛生課再確認

平成20年度において、府が行った食品の収去検査、立入検査等の結果については、府ホームページ等で公表しました。今後も監視指導の結果を速やかに公表することにより、食への安心感を高めていきます。

- ③ メール会員登録者数
食に関心のある消費者を会員登録することとし、毎年度、登録者数を増加させることを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
メール会員登録者数 (累計数)	行動値	300名	600名	800名	1,000名	食の安心・安全推進課
	年計画	/		1,000名	1,000名	
	実績	150名	306名	371名	405名	

◆ 取組内容とその効果等（計画を達成できなかった理由）

食の安心・安全フォーラムをはじめとした食に関するイベント等を活用し、積極的な広報に取り組みましたが、34名の増加にとどまりました。今後は、イベント以外にも様々な機会をとらえ、登録者数を増加させていきます。

- ④ 府ホームページ（「食の安心・安全推進課のホームページ」）に、子ども向けコーナーを設けるなど、分かりやすい情報の提供に努めます。

◆ 取組内容とその効果等

平成21年度に、子ども向けコーナーを新設しました。

2 顔の見える関係づくりの推進

- ① 「食に関する座談会」の開催回数
できるだけ多くの府民に参加してもらえるよう府内4箇所で開催することを目標にしています。
- ② 座談会のテーマを理解できた人の割合
平成21年度は座談会のテーマについて、ほぼ理解できた人の割合を9割とすることを目標にしていきます。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
「食に関する座談会」の開催回数	行働酒	4回	4回	4回	4回	食の安心・安全推進課
	年鑑酒		8回	8回	11回	
	実績	11回	8回	11回	10回	
座談会のテーマを理解できた人の割合	行働酒	—	7割	7割	7割	食の安心・安全推進課
	年鑑酒		7割	7割	9割	
	実績	—	9割	9割	9割	

◆ 取組内容とその効果等

各広域振興局管内で実施し、それぞれ40名程度の参加者がありました。消費者と食品関連事業者とが交流し、相互の意思疎通が図られており、概ね座談会のテーマは理解されていると考えられます。参加者からは、「農家の仕事の大変さがよくわかった」「少々金額が高くても納得ができる」などの意見が寄せられました。

- ③ 消費者の産地見学会等を実施することによって、生産者と消費者との交流を促進し、お互いの理解を深めます。

◆ 取組内容とその効果等

食に関する座談会や消費者団体等との意見交換会と併せて、消費者の産地見学会等が4回開催され、それぞれ生産者と消費者とが交流し、自由に意見交換が行われたことにより、お互いの理解が深まったと大半の人がアンケートに回答されました。

- ④ 府内の消費者団体、生産者団体等と連携して「食の安心・安全フォーラム」を開催し、食の安心・安全に関する取組を府民みんなで進めるという意識を醸成します。

◆ 取組内容とその効果等

「京都府食の安心・安全推進月間」(毎年1月)の取組として、生産者団体・消費者団体・京都府の共催で、平成22年1月、きょうと食の安心・安全フォーラムを開催しました。きょうと信頼食品登録制度登録事業者及び京のブランド産品生産者による、安心・安全の取組事例を紹介するとともに、試食をしながら消費者と食品関連事業者とが意見交換をし、食への信頼づくりを促進しました。

- ⑤ 消費者が見学できる農業施設、食品製造施設等を、府ホームページ等で情報提供します。

◆ 取組内容とその効果等

平成21年3月、食育推進活動と連携し、農林漁業・食品製造の状況を消費者が学習できる「食と農に関する施設」をホームページで公開しています。

3 食の安心・安全に関する知識の啓発・学習

- ① 「食の安心・安全セミナー」の開催回数
 できるだけ多くの府民に参加してもらえるように府内5箇所で開催することを目標にしています。
- ② セミナーのテーマを理解できた人の割合
 平成19年度からセミナーのテーマについて、ほぼ理解できた人の割合を7割とすることを目標にしていきます。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
「食の安心・安全セミナー」の開催回数	行計画	5回	4回	4回	4回	食の安心・安全推進課
	年度計画		4回	4回	5回	
	実績	5回	4回	5回	5回	
セミナーのテーマを理解できた人の割合	行計画	—	7割	7割	7割	食の安心・安全推進課
	年度計画		7割	7割	9割	
	実績	—	9割	9割	9割	

◆ 取組内容とその効果等

各広域振興局管内においては計4回実施し、それぞれ40名から90名程度の参加がありました。参加者への正確な知識の普及だけでなく、それぞれ活発な意見交換も行われており、概ねセミナーのテーマは理解されていると考えられます。参加者からは、「食への関心が増した。食に関する知識をもっとつけたい」などの感想が寄せられました。

- ③ 講師の派遣回数
 要望に対しては、すべて対応することとしているので、実績をほぼそのまま目標として設定しています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
講師の派遣回数	行計画	20回	20回	20回	20回	関係各課
	年計画		20回	20回	70回	
	実績	39回	67回	66回	70回	

◆ 取組内容とその効果等

70回のうち多くは、保健所、保健環境研究所等からの派遣で、テーマは「食中毒の予防」、「食品衛生管理」等についてでした。
 その他には、「畜産物のトレーサビリティ（畜産課）」や「安心・安全な花・野菜の栽培（農業改良普及センター）」、「食の安心・安全の取組（食の安心・安全推進課）」などのテーマについて、講師を派遣しています。

- ④ 広告ちらしによる情報提供協力店舗数
 府内にある食品販売業者の店舗数（約1万店舗）のうち、最終的にはその1割程度（中、大型店）の1,000店舗と連携することを目標としています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
広告ちらしによる情報提供協力店舗数（累計数）	行計画	50店	150店	250店	350店	食の安心・安全推進課
	年計画		150店	100店	110店	
	実績	50店	74店	106店	106店	

◆ 取組内容とその効果等（計画を達成できなかった理由）

平成21年度においては、残念ながら、新たに協力して頂ける店舗を増やすことはできませんでした。平成22年度は、改めて、文書通知等により各店舗ごとに制度内容を伝え、普及することとし、協力店を増加させていきます。
 なお、協力店には、食品表示の見方、食中毒予防のため気を付けることなど、食の安心・安全に関する身近な情報について、広告ちらしや店頭での掲示などによる情報提供をしていただいております。

4 府民参画の推進

① 消費者団体等との意見交換会の開催回数
四半期に一度開催することを目標にしています。

② 意見交換会の内容を団体等で情報伝達するなどに活用した団体の割合
平成21年度は意見交換会に参加した団体等のうち、その10割が意見交換会での内容を団体等で情報伝達するなどに活用することを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備考
消費者団体等との意見交換会の開催回数	行計画	4回	4回	4回	4回	食の安心・安全推進課
	年計画		4回	4回	4回	
	実績	14回	4回	4回	4回	
意見交換会の内容を団体等で情報伝達するなどに活用した団体の割合	行計画	—	7割	7割	7割	食の安心・安全推進課
	年計画		7割	7割	10割	
	実績	—	10割	10割	10割	

◆ 取組内容とその効果等

それぞれ10名程度の参加者があり、活発な意見交換が行われ、府の施策の推進に反映しています。

参加したすべての団体等において、意見交換会での内容を講座等で普及させたり、広報誌に記事を掲載するなどして、活用していただいております。

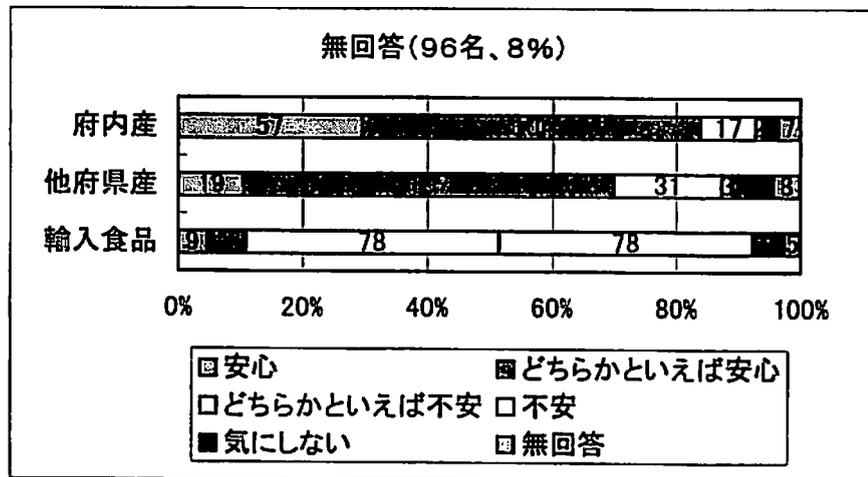
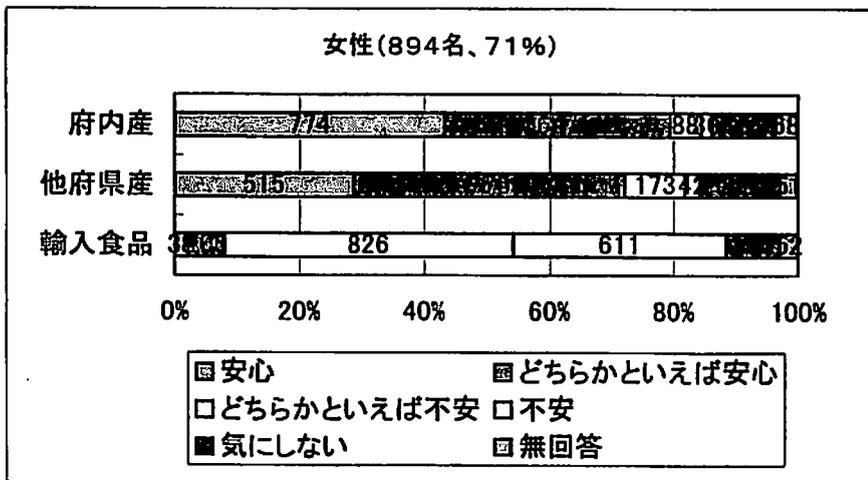
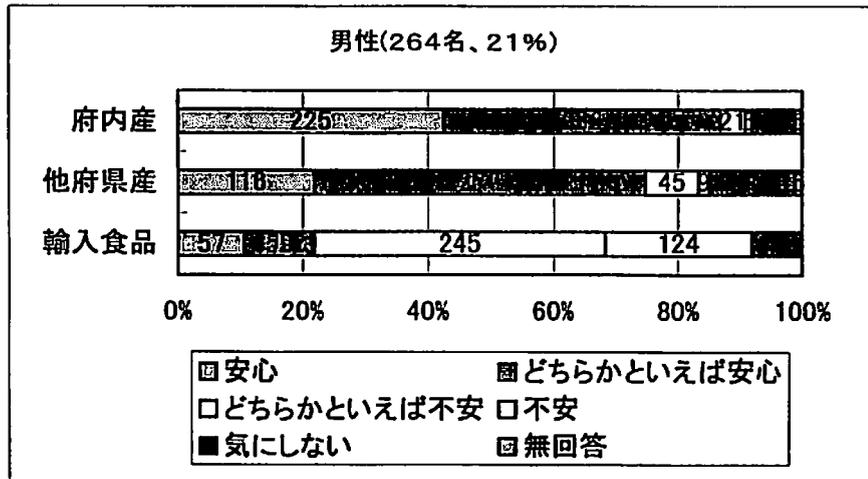
③ 府施策の毎年の実施状況について、府ホームページや意見交換会等で情報提供し、いただいた意見を翌年度の年度別計画に反映させます。

◆ 取組内容とその効果等

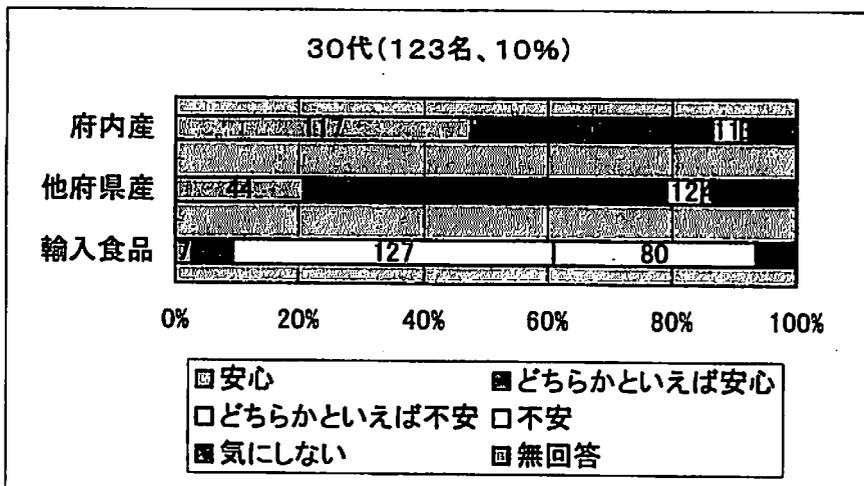
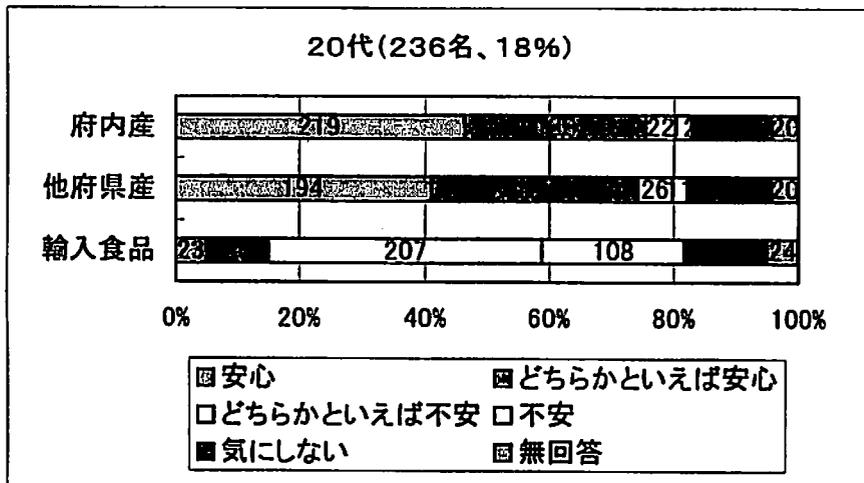
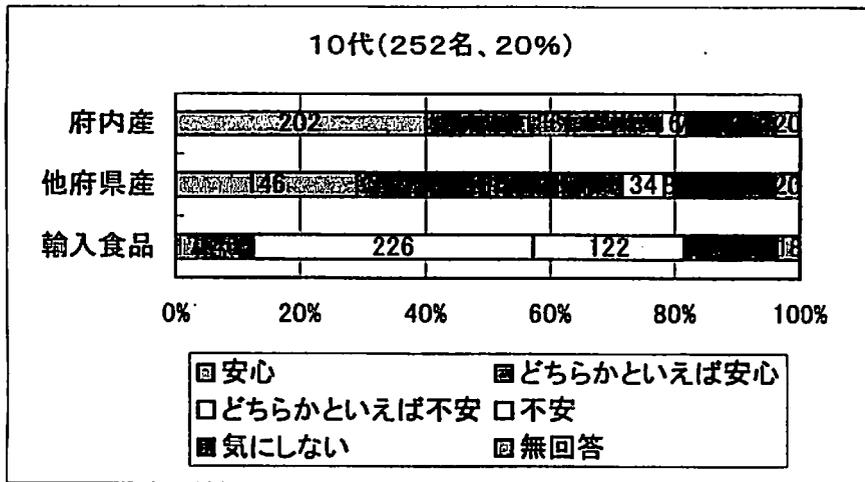
府施策の平成20年度の実施状況については、この計画で取りまとめ、府ホームページや意見交換会等で情報提供しました。

平成22年度以降の新たな行動計画の策定に当たっては、意見募集を実施して、いただいた意見を反映させました。

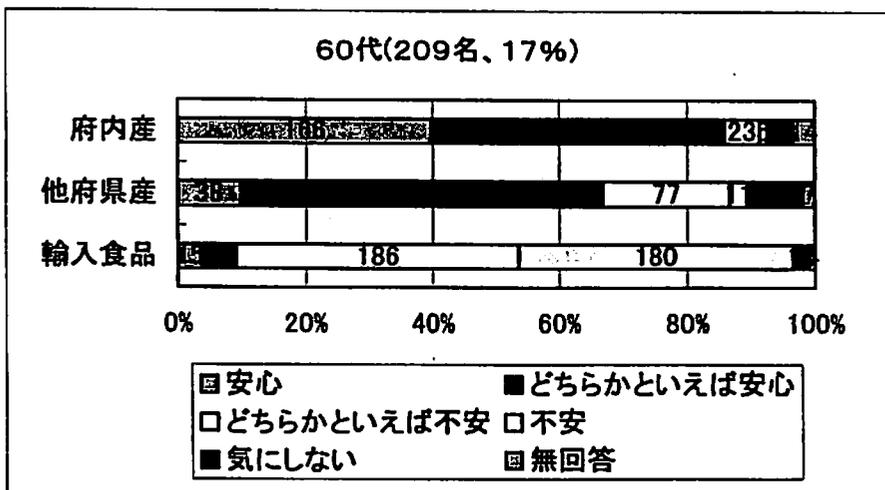
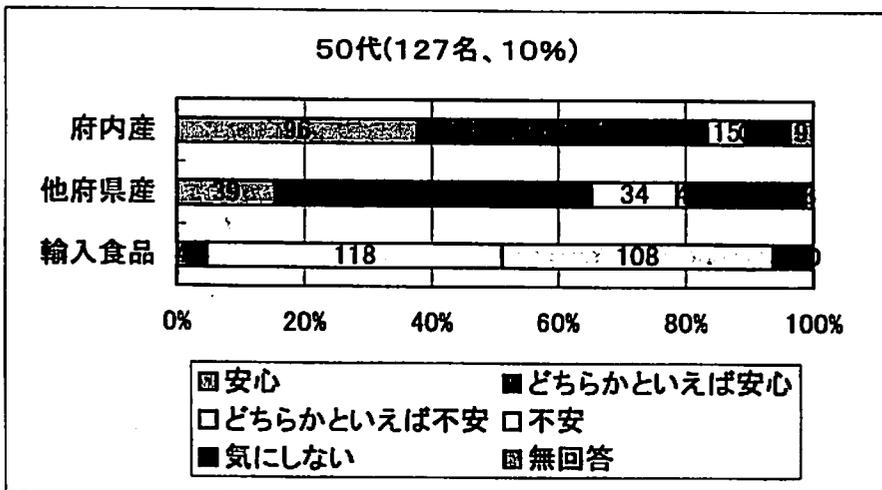
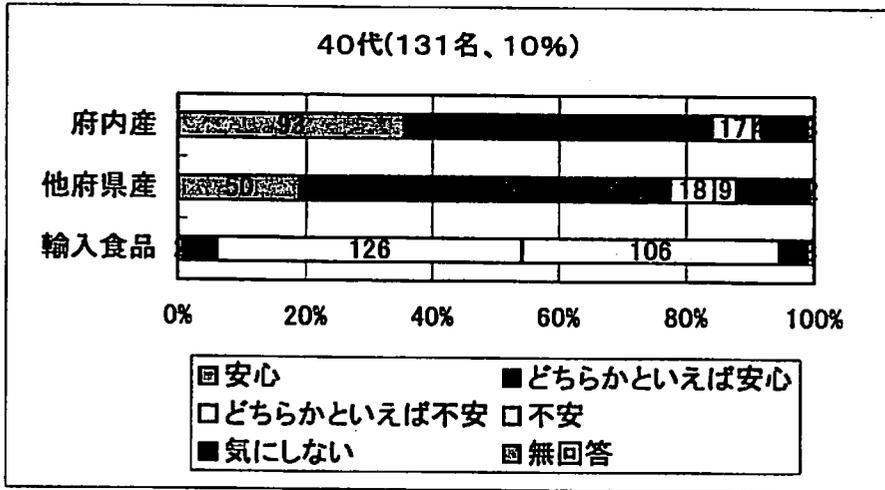
平成21年度アンケート実施結果について(男女別)



平成21年度アンケート実施結果について(年齢別1)



平成21年度アンケート実施結果について(年齢別2)



平成21年度アンケート実施結果について(年齢別3)

